

環政評発第 1301211 号

平成 25 年 1 月 21 日

経済産業大臣 殿

環境大臣

(仮称) ウィンドファームつがる風力発電事業に係る環境影響
評価準備書に対する環境大臣意見について (回答)

平成 24 年 11 月 15 日付け 20121115 商第 1 号をもって意見を求められた
標記について、別紙のとおり回答する。

(仮称) ウィンドファームつがる風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーつがる（以下「事業者」という。）が青森県つがる市において、総出力最大126,500kW（定格出力2,300kW級の風力発電設備55基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、つがる市西部の海岸付近に位置する。対象事業実施区域の南部は、青森県指定の平滝沼鳥獣保護区及び屏風山鳥獣保護区にその一部が重複又は近接しており、チュウヒやオオセッカをはじめとした希少な鳥類が確認されるとともに、多数のガン、カモ、ハクチョウ類が飛来する重要な自然環境となっている。また、対象事業実施区域の西側は、津軽国定公園に指定され、特に、対象事業実施区域の南部には、国定公園の第一種特別地域に指定されている平滝沼及びベンセ沼が近接し、優れた自然景観の保全、利用が行われている。

(仮称) ウィンドファームつがる風力発電事業に係る環境影響評価準備書（以下「本準備書」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。）に基づき作成されたものであるが、平成24年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

2. 風力発電設備の配置について

(1) 鳥類への影響について

対象事業実施区域の南部は、様々な鳥類の生息に適した湿地等の多様な環境を有しており、青森県指定の屏風山鳥獣保護区及び平滝沼鳥獣保護区に一部が重複又は近接し、チュウヒやオジロワシ等多くの種の希少猛禽類が集中的に生息している。さらに、ガン、カモ、ハクチョウ類等の多数の渡り鳥が利用している。このため、鳥獣保護区内に計画されている風力発電設備をはじめとして、対象事業実施区域の南部に計画されている風力発電設備については、当該設備の設置を回避することを基本とし、事業全体の風力発電設備の配置を再検討すること。

(2) 景観への影響について

対象事業実施区域は、津軽国定公園に隣接し、対象事業実施区域の南部は、国定公園第一種特別地域に指定される平滝沼及びベンセ沼に近接している。これらの周辺には、津軽国定公園の利用施設計画に記載される地点及び東北自然歩道が存在し、これらから、平滝沼、ベンセ湿原及びベンセ湿原の先に岩木山を望む景観は特に保全されるべきであることから、対象事業実施区域の南部に計画されている風力発電設備については、当該施設の設置を回避することを基本とし、事業全体の風力発電設備の配置を再検討すること。

(3) 風力発電設備の配置の再検討後の予測・評価について

再検討後の風力発電設備の配置を踏まえ、影響が再検討前より小さくなる事項も含めて再度予測し、影響ができる限り回避・低減されているか評価を行い、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の内容を再検討すること。

3. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、「水のにごり」、「地形・地質」については、事業実施に伴う環境影響が懸念されることから、評価項目として選定し、環境影響評価を実施すること。

4. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が見られる。

また、調査結果に基づく予測・評価が適切に行われていない箇所も見られる。

このため、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

5. 動物及び植物について

(1) 追加調査の実施について

コウモリ類の調査時期、鳥類の渡り時の移動経路の調査位置等、動物の調査について、専門家の意見を踏まえて再検討し、必要に応じて、追加調査を実施すること。

(2) 予測・評価の再検討について

本事業は、55基の風力発電設備を設置し、46ha以上の改変を行うとされる事業であるにも関わらず、「風力発電設備一基あたりの改変面積はわずかである」、「迂回する空間が十分に確保されている」として、「影響は少ない、又は、影響は小さい」とされ、事業全体の規模が考慮された予測・評価となっていない。また、鳥類のブレードへの予測衝突率の算出において、調査区域面積が適切な範囲よりも広く設定されているため、予測衝突率が過小評価され、「影響がない

又は極めて小さい」と結論付けられている。従って、調査結果が適切に予測・評価に反映されたものとなるよう、再度、予測・評価を行うこと。

(3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び(2)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備の設置の回避、渡りの時期の風力発電設備の稼働制限等を含めて検討すること。

また、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設の在り方について、事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域周辺には、津軽国定公園の利用施設計画に記載される箇所等、眺望点又は人と自然との触れ合いの活動の場として選定すべき箇所が存在することから、当該箇所について、適切な環境影響評価を行うこと。

7. 廃棄物等について

本準備書においては、廃棄物等の有効利用量、最終処分量、処分先が明らかにされていないため、評価書において、これらを明らかにすること。また、評価書において明らかにできない事項については、事後調査を実施し、廃棄物等の状況を把握すること。

8. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。